

〈2〉 うるおいのある生活環境づくり

1. 公害 [行政計画]

(1) 法令等に基づく事務処理件数

(単位：件)

年 度			21	22	23	24	25
環境確保条例	工 場	設 置 認 可	5	7	3	5	4
		変 更 認 可	6	1	1	1	3
	指定作業場	設 置 届	11	8	6	4	5
		変 更 届	0	0	1	2	1
騒音規制法	特 定 施 設	設 置 届	7	5	6	7	10
		変 更 届	1	0	1	1	3
	特定建設作業実施届		254	298	282	302	343
振動規制法	特 定 施 設	設 置 届	3	1	1	2	3
		変 更 届	1	0	1	1	0
	特定建設作業実施届		157	182	178	200	202
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業実施届		41	28	26	35	41
苦 情 受 付 件 数			226	218	186	163	206

環境課

(2) 環境確保条例に基づく申請・届出件数 (平成25年度)

ア. 工場

(単位：件)

項 目	申 請		届 出														合 計
	設 置 認 可	変 更 認 可	完 成 届 (設置)	完 成 届 (変更)	氏 名 等 変 更	承 継	現 況	廃 止	地 下 水 揚 水 量 報 告 書	化 学 物 質 使 用 量 等 報 告 書	化 学 物 質 管 理 方 法 書	土 壌 汚 染 状 況 調 査 報 告 書	汚 染 拡 散 防 止 計 画 書	汚 染 拡 散 防 止 措 置 完 了 届	公 害 防 止 管 理 者 の 選 解 任 届	事 故 届	
件数	4	3	4	1	22	7	14	39	4	21	0	7	2	3	0	0	131

環境課

イ. 指定作業場

(単位：件)

項 目	設 置	変 更	氏 名 等 変 更	承 継	廃 止	地 下 水 揚 水 量 報 告	化 学 物 質 使 用 量 等 報 告 書	化 学 物 質 管 理 方 法 書	土 壌 汚 染 状 況 調 査 報 告 書	汚 染 拡 散 防 止 計 画 書	汚 染 拡 散 防 止 措 置 完 了 届	事 故 届	合 計
件数	5	1	29	13	21	37	29	0	1	0	0	0	136

環境課

ウ. その他 (工場・指定作業場以外)

(単位：件)

項 目	地 下 水 揚 水 施 設 設 置	地 下 水 揚 水 量 報 告	合 計
件数	0	20	20

環境課

エ. 町別認可工場数

業種 町名	食品	繊維工業	繊維製品	木製品	家具・装備品	パルプ・紙加工	出版・印刷	化学	ゴム製品	皮革	窯業・土石	鉄鋼業	非鉄金属	金属	一般機械	電気機械	輸送機械	精密機械	洗濯	自動車整備	石油製品	その他	合計	
台東	7		2	12	3	24	48	1	1	1	2			33	8	2			2	3	10	159		
柳橋				1		2	1			1				1								2	8	
浅草橋	1		10	6		16	35	2	1	5			1	10	1						4	10	102	
鳥越	5		6	2	1	9	15			3	1			8	2				2	2	3	59		
蔵前	1		4	3	3	9	17			3	1			4	1						4	7	57	
小島	2	1		3		15	30		1		1		1	8	3		2		2	2	3	3	75	
三筋	1		3	8	2	15	21			6				10	5					1	3	6	81	
秋葉原																							1	1
上野	8			2		2	10	1						13	1						2	5	44	
東上野	4		3	5	5	15	42			2			1	42	7	1			1	2	10	140		
元浅草	2		1	13	4	19	36			6	3		1	31	2	1				6	9	134		
寿	2	1	2	3	4	14	23			7	1			13	3				1	3	6	83		
駒形			1	1		3	4			1				3					1		1	15		
北上野	2			3		3	7			1	1		1	14		1					2	5	40	
下谷	2			3	7	6	8	1	2	3				9	5	1			1	2	2	52		
根岸	5		6	1	4	6	18		1		3			10	1	2		3			1	10	71	
入谷	6		2	9	9	5	31			2		2		29				1		6	4	106		
竜泉	8		6	12	9	15	28		1	11	2			27	4	2		1	2	12	8	148		
松が谷	6		1	14	18	19	42			1	3			34	10					3	5	156		
西浅草	9		1	2	3	4	8				2			7	2					1	2	41		
雷門	3			2						1				1	1					2	1	11		
浅草	12		1	7	2	10	10		3	69	1			21	1				3	12	4	156		
花川戸						1				3				1						1	1	7		
千束	6			7	6	11	30		4	19	3			14	6	2				11	4	123		
今戸	1		1	5		7	7		6	107	2		1	14	1				1	4	5	162		
東浅草	3			5	1	1	5		3	57	2			7	1					2	4	91		
橋場	4		1	3	3	6	4	2	7	68	1			22	1					5	5	132		
清川	1		1	5	3	6	6		7	62			1	15	2	1				8	1	119		
日本堤	5		1	3	4	5	16		5	27	1	1		16	4	3		1	2	9	8	111		
三ノ輪	4		1	2		11	5		1	2	2			6	3	1				5	8	51		
池之端	1		2	1		2	4							2		1		2			2	2	17	
上野公園							1																1	
上野桜木	1					2	3							1					1		3	11		
谷中	3		5	4		6	13			1	5			7	3	1		4	2	3	3	60		
合計	115	2	61	147	91	269	528	7	43	469	37	3	7	433	78	19	0	14	22	120	1	158	2,624	

環境課

オ. 町別指定作業場数

業種 町名	自動車 駐車場	専用 自動車 ミナ 自動車	ガソリン スタンド	自動車 洗車場	廃棄物 積替場所	青写真 真	焼却 炉	又はボイラ 炉	暖房用熱風 炉	洗濯 施設	豆腐又は煮豆 製造場	麵類 製造場	畜舎	材料 置場	下水 処理場	ガス 機関	試験 研究機関	病院	揚水 施設	合計
台東	38		1	1				2	6	3	1									52
柳橋	17							2	1											20
浅草橋	11		3				1	4	2	2										23
鳥越	6								1	1										8
蔵前	14			2				4						1	1					22
小島	8							3			2									13
三筋	10							3		1										14
秋葉原	3																			3
上野	45					3		24	2	3										77
東上野	53		2	1		1		10	6	9	1				1		1	1		86
元浅草	20		2	1		1		1	3	2	1									31
寿	16		2						2	2	1								1	24
駒形	11		2	1																14
北上野	13		1	1				1	3		1									20
下谷	7		1	1				3	6	3							1			22
根岸	15		2	1		1		20	4	6									1	50
入谷	9							2	3	3										17
竜泉	5		2	3		1		1	4	4	1									21
松が谷	13							2	7	2	1									25
西浅草	19							5	1	2	2									29
雷門	7							3		1										11
浅草	29	1	2				1	11	15	3	2									64
花川戸	5		1	1				1	1								1			10
千束	16		1	2	1			91	5	3	1									120
今戸	4							2	2	2										10
東浅草	1		1	1					1	1										5
橋場	10		1						3	1	2									17
清川	6							2	6	3				1						18
日本堤	5		1						9	2	2									19
三ノ輪	3					1		3	2	1										10
池之端	12		1	2				3	3											21
上野公園	6			1				6					1						1	15
上野桜木	2								2	1										5
谷中	7		1	1				1	8	4	1									24
合計	446	1	27	20	1	8	3	213	106	66	17	1	1	1	2	3	1	3		920

- (注) 1. 工場……都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第2条第7号別表第1 環境課
 2. 指定作業場……都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第2条第8号別表第2
 3. 騒音 (1) 特定施設……騒音規制法第2条同法施行令第1条別表第1
 (2) 特定建設作業……騒音規制法第2条同法施行令第2条別表第2
 4. 振動 (1) 特定施設……振動規制法第2条同法施行令第1条別表第1
 (2) 特定建設作業……振動規制法第2条同法施行令第2条別表第2

(3) 苦情受付件数

ア. 月別苦情受付件数 (平成25年度)

(単位: 件)

月 現象	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
騒音	5	8	9	4	4	12	11	2	6	3	3	7	74
振動	2	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	3	11
ばい煙	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
粉じん	2	2	0	1	2	2	3	1	1	1	1	1	17
悪臭	1	2	2	0	2	3	0	0	2	1	0	0	13
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
汚水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	13	11	26	12	12	1	4	1	1	5	1	1	88
合計	23	23	38	18	20	19	18	5	12	12	6	12	206

環境課

イ. 騒音計貸出件数

年度	21	22	23	24	25
件数	21	33	31	15	27

環境課

ウ. 発生源別・現象別苦情受付件数

(単位：件)

発生源	年 度	21	22	23	24	25
	現 象					
工 場	騒 音	5	6	2	2	2
	振 動	1	0	0	1	0
	ば い 煙	0	0	0	0	0
	粉 じ ん	0	0	0	1	1
	悪 臭	4	2	2	0	0
	有 害 ガ ス	1	0	0	1	1
	汚 水	0	0	1	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	小 計	11	8	5	5	4
指 定 作 業 場	騒 音	1	2	3	1	0
	振 動	0	0	0	1	0
	ば い 煙	6	10	4	1	1
	粉 じ ん	0	0	0	0	0
	悪 臭	1	1	0	0	0
	有 害 ガ ス	1	0	0	0	0
	汚 水	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	小 計	9	13	7	3	1
一 般	騒 音	40	46	25	17	31
	振 動	1	0	2	0	0
	ば い 煙	4	3	5	4	2
	粉 じ ん	0	0	0	1	0
	悪 臭	15	19	7	14	12
	有 害 ガ ス	0	0	0	0	0
	汚 水	1	0	0	0	0
	そ の 他	97	68	67	57	79
	小 計	158	136	106	93	124
建 設 作 業	騒 音	29	28	42	37	41
	振 動	3	9	5	6	11
	ば い 煙	0	0	0	0	0
	粉 じ ん	6	16	14	17	16
	悪 臭	0	0	0	1	1
	有 害 ガ ス	0	0	0	0	0
	汚 水	0	0	0	0	0
	そ の 他	10	8	7	1	8
	小 計	48	61	68	62	77
合 計		222	226	218	186	206

環境課

(4) 大気汚染 (常時測定)

ア. 浮遊粒子状物質 (SPM)

年 度	21	22	23	24	25
年 度 平 均 値 (mg/m ³)	0.031	0.031	0.026	0.024	0.025
環 境 基 準 適 合 率 (%)	100	100	100	100	100
日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	0.060	0.061	0.057	0.055	0.063
環 境 基 準 の 長 期 的 評 価	達成	達成	達成	達成	達成
1 時 間 値 最 高 値 (mg/m ³)	0.138	0.145	0.150	0.144	0.139
日平均値の最高値(mg/m ³)	0.075	0.092	0.103	0.085	0.096
日平均値が0.1 mg/m ³ を超えた日 が連続した回数の有無	無	無	無	無	無
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。				

環境課

イ. 光化学オキシダント (Ox)

年 度	21	22	23	24	25
年 度 平 均 値 (ppm)	0.029	0.028	0.023	0.026	0.029
環 境 基 準 適 合 率 (%)	75.9	78.6	90.2	88.78	80.27
環 境 基 準 達 成 状 況	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成
昼間※1時間値の最高値 (ppm)	0.136	0.189	0.124	0.134	0.156
昼間※1時間値が注意報レベル (0.12ppm)以上の日数	2	7	1	2	5
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値が0.06ppm以下であること。				

(注) 昼間とは環境省の事務処理基準により、5時から20時までを意味する。

環境課

ウ. 二酸化窒素 (NO₂)

年 度	21	22	23	24	25
年 度 平 均 値 (ppm)	0.024	0.024	0.021	0.021	0.020
環 境 基 準 適 合 率 (%)	100	100	100	100	100
日平均値の98%値 (ppm)	0.048	0.043	0.041	0.045	0.044
環 境 基 準 長 期 的 評 価	達成	達成	達成	達成	達成
1 時 間 値 最 高 値 (ppm)	0.095	0.079	0.095	0.080	0.096
日平均値の最高値 (ppm)	0.055	0.049	0.055	0.049	0.065
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内または それ以下であること。				

(注) 環境基準適合率：環境基準適合日数/総測定日数×100

環境課

環境基準長期的評価：浮遊粒子状物質の場合は、年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した
最大値(2%除外値)を環境基準と比較して評価する。

ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合は、非達成とする。

二酸化窒素の場合は、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較して評価する。

(5) 光化学スモッグ

緊急時発令状況及び被害状況

年 度		21	22	23	24	25
予 報 (日)	全 域	0	5	0	2	11
注 意 報 (日)	区北部	0	9	2	2	5
	都全域	7	20	9	4	17
警 報 (日)	区北部	0	0	0	0	0
	都全域	0	0	0	0	0
重大緊急報(日)	区北部	0	0	0	0	0
	都全域	0	0	0	0	0
学校情報 (日)	区北部	8	18	7	7	8
	都全域	20	38	19	16	28
被 害 届 (人)	区北部	0	0	0	0	0
	都全域	0	18	0	0	2

(注) 区北部地域 (台東、墨田、荒川、足立、葛飾の5区)

環境課

(参考) 東京都光化学スモッグ発令基準

段 階	発 令 基 準	措 置	
		緊急時協力工場・事業場	一 般
学 校 情 報	オキシダント濃度0.10ppm以上で継続するとき	—	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外になるべく出ない ・屋外運動は差し控える ・被害にあったときは保健所に届け出る
予 報	高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減要請	
注 意 報	オキシダント濃度0.12ppm以上で継続するとき	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	
警 報	オキシダント濃度0.24ppm以上で継続するとき	通常の燃料使用量より40%程度削減勧告	
重 大 緊 急 報	オキシダント濃度0.40ppm以上で継続するとき	通常の燃料使用量より40%程度削減命令	

環境課

(6) 自動車公害調査

ア. 主要交差点における窒素酸化物調査

(単位: NO, NO₂, NO_x: ppb、交通量: 台/時)

年度	項目	入 谷 交 差 点		蔵前一丁目交 差 点 *平成25年度冬季から駒形橋西詰交差点	
		夏 季	冬 季	夏 季	冬 季
		21	NO	42	70
NO ₂	37		41	40	36
NO _x	79		111	85	94
交通量	3,908		4,073	2,887	3,279
22	NO	37	86	45	73
	NO ₂	41	43	43	43
	NO _x	78	129	88	116
	交通量	3,991	4,013	3,270	3,355
23	NO	32	68	32	64
	NO ₂	39	37	39	41
	NO _x	71	105	71	105
	交通量	3,828	3,915	3,097	3,289
24	NO	51	64	37	45
	NO ₂	44	43	50	35
	NO _x	95	107	87	80
	交通量	3,690	4,133	3,135	3,609
25	NO	27	57	27	59
	NO ₂	26	51	28	51
	NO _x	53	108	55	110
	交通量	3,625	3,716	2,962	2,248

(注) 数値は1時間当たりの平均値。交通量は交差点内に流入する1時間当たりの平均交通量(二輪車を含む)

環境課

イ. 道路に面する地域における環境基準達成状況調査（自動車騒音常時監視）

評価 区間 No.	評価対象路線名	始 点	終 点	基 準 点	調 査 期 間
1	都道 464 号 (吉野通り)	浅草七丁目 2	日本堤二丁目 2 9	清川一丁目 1 8	平成 25 年 11 月 19 日 (火) ～ 平成 25 年 11 月 20 日 (水)
2	都道 319 号 (言問通り)	谷中一丁目 2	下谷二丁目 1	上野桜木二丁目 1 0	
3	都道 314 号 (橋場通り)	浅草七丁目 2	橋場二丁目 1	今戸一丁目 1	

評価 区間 No.	車 線 数	評価上の 用途地域	環境 基準 類型	基準点騒音 レベル (dB)		残留騒音 レベル (dB)		環境基準達成状況				
				昼間	夜間	昼間	夜間	達成戸数		評価対 象戸数 (戸)	達成率 (%)	
								昼間	夜間		昼間	夜間
1	4	商業地域	C	65	63	41	35	2221	2218	2222	99.9	99.8
2	2	近隣商業 地域	C	69	67	46	38	2869	2727	2871	99.9	95.0
3	2	第一種住 居地域	B	61	57	46	39	1847	1847	1847	100.0	100.0
全区間	—	—	—					6937	6792	6940	99.9	97.9

(注) 評価の対象範囲は、原則として道路端から 50m の範囲とする。

環境課

昼間 (6 時～22 時)、夜間 (22 時～6 時) とする。

※環境基準類型は、A：住居専用地域、B：住居地域・準住居地域、C：近隣商業地域・商業地域・準工業地域

ウ. 主要幹線道路の騒音・振動・交通量調査（自動車騒音要請限度調査）

地点 番号	道 路 名	調 査 地 点	騒 音 振 動 測 定 実 施 日	交 通 量 測 定 実 施 日
①	都道 464 号 (吉野通り)	清川 1 丁目 18-8	平成 25 年 11 月 18 日 (月) ～ 平成 25 年 11 月 22 日 (金)	平成 25 年 11 月 19 日 (火) ～ 平成 25 年 11 月 20 日 (水)
②	都道 319 号 (言問通り)	上野桜木 2 丁目 10-6		
③	都道 314 号 (橋場通り)	今戸 1 丁目 1-17		

環境課

(単位：騒音、振動：デシベル)

地点 番号	車 線	用 途 地 域	騒 音 (Leq)		振 動 (L10)		交 通 量 (台/時)	
			昼	夜	昼	夜	昼	夜
①	4	商業地域	65	63	33	28	513	151
②	2	近隣商業地域	69	67	50	49	863	386
③	2	第 1 種住居地域	62	57	38	32	432	96

(注) 騒音…等価騒音レベル、振動…80%レンジ上端値

環境課

交通量は上下線における 1 時間当たりの平均交通量 (二輪車を含む)

(参考)

① 騒音の環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）（抜粋）

(単位：デシベル)

昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
70 以下	65 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

(注) 環境基準は、LAeq (等価騒音レベル) を適用する。

環境課

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間）等を表す

②自動車騒音要請限度（抜粋）

（単位：デシベル）

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌6時）
a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 （AA地域を含む）	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70

（注）要請限度の評価手法は、LAeq（等価騒音レベル）によるものとする。環境課

近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び区市町村道（区市町村道にあつては4車線以上の区間）をいう。

近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

③ 道路交通振動要請限度（抜粋）

（単位：デシベル）

区 分	時間の区分	
	昼 間（8時～20時）	夜 間（20時～8時）
住居地域	65	60
近隣商業地域・商業地域	70	65

（注）但し、住居地域については昼8時から19時、夜19時から8時 環境課

（7）水質汚濁

ア．隅田川の水質

項 目	年度 地点	21	22	23	24	25	環境基準 （河川・C類型）
		水素イオン濃度 〔pH〕	白 鬚 橋	7.1	7.2	7.1	
溶存酸素量 〔DO〕 (mg/ℓ)	白 鬚 橋	5.3	4.9	4.3	5.3	(5.0)	5mg/ℓ以上
	吾 妻 橋	4.8	4.8	4.6	5.3	4.7	
生物化学的酸素要求量 〔BOD〕 (mg/ℓ)	白 鬚 橋	2.2	2.2	2.9	2.9	(1.2)	5mg/ℓ以下
	吾 妻 橋	2.4	1.5	3.3	2.2	1.2	
浮遊物質 〔SS〕 (mg/ℓ)	白 鬚 橋	9	15	13	13	(20)	50mg/ℓ以下
	吾 妻 橋	10	7	12	7	11	

（注）数値は年度平均値を示す。（）内は、白鬚橋が工事につき、一部桜橋で採水したため参考値

環境課

イ．隅田川ハゼ釣りとお水辺観察

年 度	21	22	23	24	25
ハゼ釣り参加者（人）	530	605	429	461	489
釣 果（匹）	340	141	131	239	107
水辺観察参加者（人）	18	18	19	14	27
子供釣り教室参加者（人）	11	11	12	23	20

環境課